

バーゼル委市中協議文書 プロシクリカリティの抑制の概要

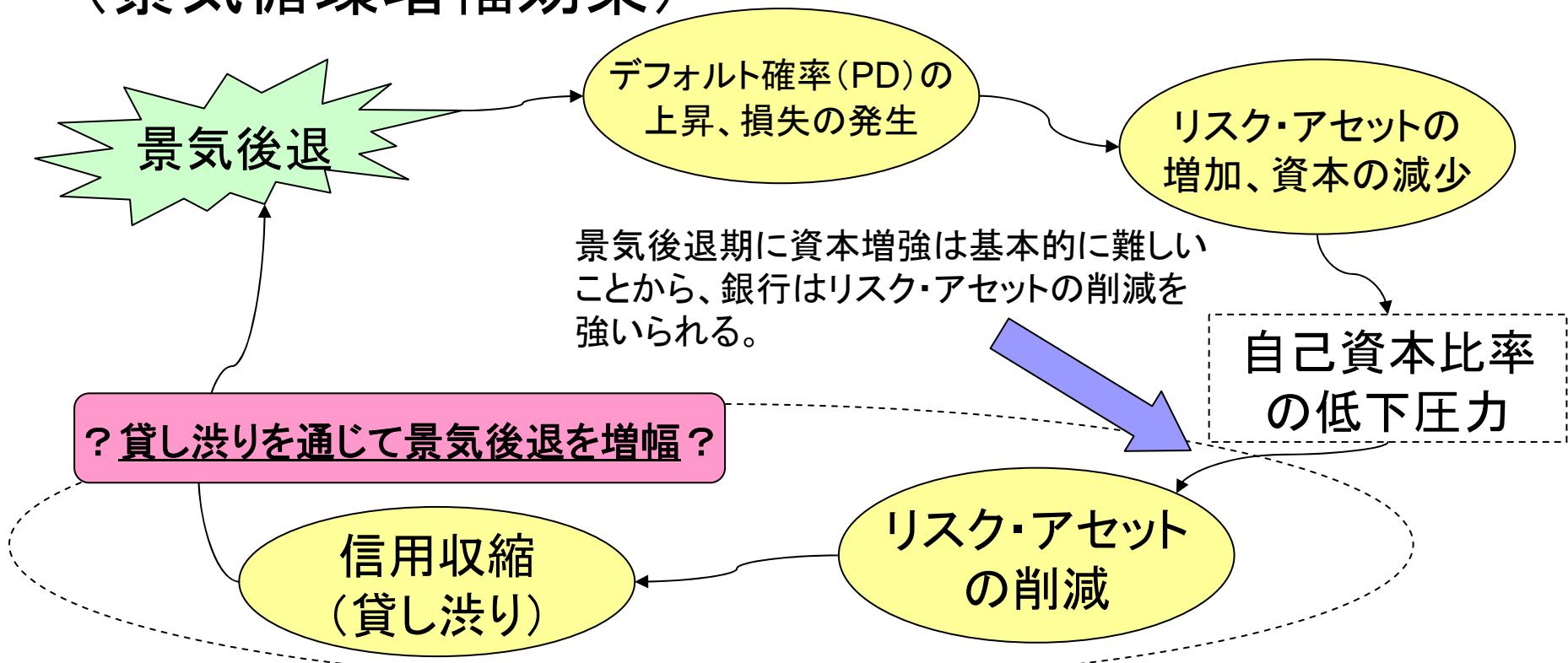
2010年1月

金融庁／日本銀行

目次

1. バーゼルⅡが有する潜在的なプロシクリカリティ
(景気循環増幅効果) … P2
2. 経緯 … P3
3. 市中協議案の概要(4つの施策案) … P4
4. 4つの施策案のイメージ … P5
5. 最低所要自己資本の変動の抑制 … P6
6. フォワード・ルッキングな引当の促進 … P7
7. 配当等の社外流出の抑制 … P8
8. マクロ経済状況に応じた資本バッファー水準の調整 … P10

1. バーゼルⅡが有する潜在的なプロシクリカリティ (景気循環増幅効果)



- ◆ シクリカリティ(景気連動性)は、バーゼルⅡだけでなくバーゼルⅠにも存在。
- ◆ 一方で、バーゼルⅡはバーゼルⅠよりもリスク感応的な枠組みであることから、シクリカリティを増幅させている(プロシクリカルである)との懸念がある。
⇒ しかし現時点においては、バーゼルⅡがプロシクリカルであるとの証拠は必ずしも見られない。

2. 経緯

- 2009年4月2日 G20ロンドン・サミット
 - 金融安定理事会、バーゼル委、グローバル金融システム委員会は、会計基準設定主体と協働して、2009年末までに、(中略)景気循環増幅効果(プロシクリカリティ)を軽減するための提言の実施を進めるべきである。
- 2009年9月6日 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ
 - 景気連動性を抑制するような、最低水準を上回る資本バッファーの枠組みを導入する。当該枠組みは、資本の社外流出(capital distributions)の制限等の資本維持措置を含む。バーゼル委は、資本バッファーの積立て及び取崩しを条件付ける方法として、収益や信用関連の変数等の適切な指標の組合せについて検討を行う。さらに、バーゼル委は、期待損失に基づいたよりフォワード・ルッキングな引当の導入を促進する。
- 2009年9月24、25日 G20ピツツバーグ・サミット
 - 『質の高い資本の構築及び景気循環増幅効果(プロシクリカリティ)の抑制』我々は、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミットする。

3. 市中協議案の概要(4つの施策案)

バーゼルⅡの潜在的なプロシクリカリティ抑制に向け、以下の4つの施策に分類して、それぞれ具体案を検討中。

① 最低所要自己資本の変動の抑制

- 内部格付手法(IRB)採用行について、より長期のデータを用いて推計したデフォルト確率(PD)を用いることにより、最低所要自己資本額の景気循環を通じた変動を抑制。

② フォワード・ルッキングな引当の促進

- 國際会計基準審議会(IASB)が見直しを行っている、将来の期待損失を織り込んだ引当金計上の促進等。

③ 配当等の社外流出の抑制

- 自己資本の水準に応じて、社外流出額を利益の一定割合までに制限し、最低資本を上回る資本バッファーの積立を促進。

④ マクロ経済状況に応じた所要資本バッファーの調整

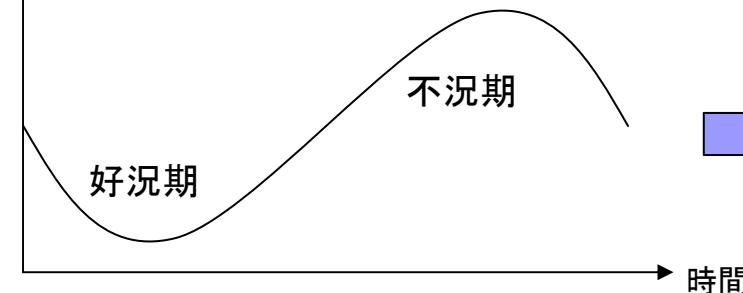
- マクロ経済状況に応じて資本バッファー水準を調整し、信用供与の変動を抑制。

⇒ いずれの施策についても、市中協議文書の中では具体案は示されていない段階。

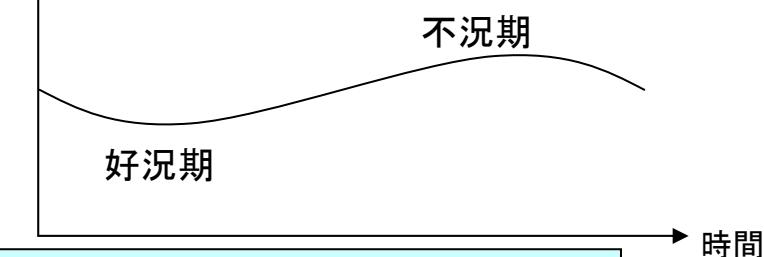
4. 4つの施策案のイメージ

分母の変動の抑制(前頁の施策①)

最低所要自己資本



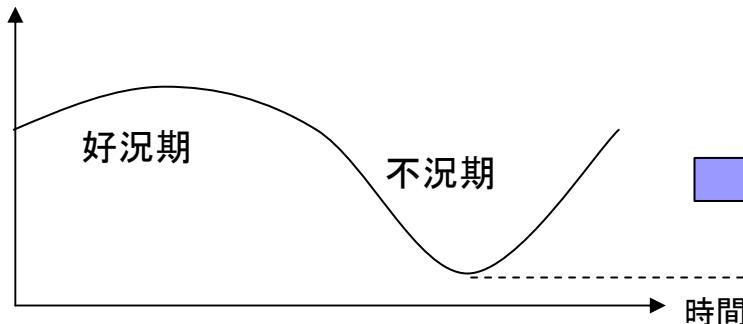
最低所要自己資本



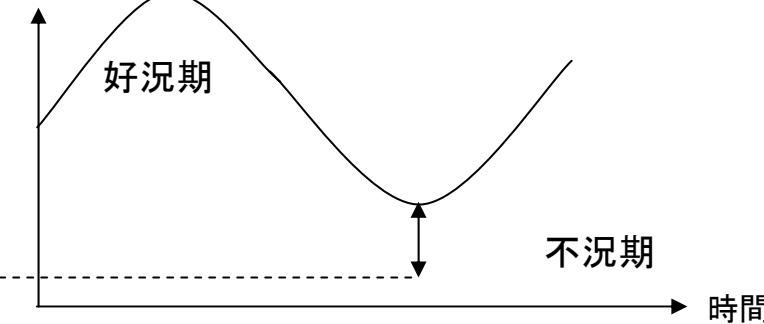
好況期に低下し、不況期に増加していた最低所要自己資本額の変動を抑制

好況期の分子の積立て及び不況期の取崩し(前頁の施策②、③、④)

資本バッファー



資本バッファー



不況期に取崩せるよう、好況期により多くのバッファーを積立ててインセンティブを与

⇒ 分母の変動を抑制し、好況期にバッファーを積み立てることで、不況期の貸し渋りを抑制。

5. 最低所要自己資本の変動の抑制

最低所要自己資本の景気循環に対する変動を抑制する手法。

- 現行バーゼルⅡにおける最低所要自己資本の変動抑制の枠組み
 - 長期データを用いたPDの推計。
 - 景気後退期デフォルト時損失率(景気後退LGD)の使用。
 - 景気後退期を想定したストレステストの実施。
- 検討の方向性
 - より安定的なPDの推計
 - 長期平均PDやストレスPDの使用。
 - 最低所要自己資本額の直接的調整
 - 時系列データの加重平均を使用。
 - 第1の柱か第2の柱か?
 - 英金融サービス機構(UKFSI)は第1の柱([Variable Scalar Approaches to Estimating Through the cycle PDs](#) (February 2009))、欧州銀行監督委員会(CEBS)は第2の柱([Position paper on a countercyclical capital buffer](#) (July 2009))の下での導入を提案。

⇒ 定量的影響度調査(QIS)を通じてPD関連のデータを収集し、分析を実施予定。

6. フォワード・ルッキングな引当の促進

現行の引当金の計上手法を見直し、景気変動に対して安定的で、
よりフォワード・ルッキングな引当を促進するため、以下の施策を検討。

■ 国際会計基準審議会(IASB)が検討中の、将来の期待損失に基づく 引当金計上手法の支持

- バーゼル委は、2009年8月にIASBの作業を支援するため、安定的な引当確保のための、より早期の損失認識の必要性等を含む引当手法に関する指針を公表。
- IASBが11月5日に公表した期待損失アプローチの公開草案の適切性を検討。
- 期待損失アプローチの具体化に向け、引き続きIASBと協働。

■ 健全な引当慣行に関する監督上のガイダンスの見直し

- 2006年6月に公表した引当慣行に関する監督上のガイダンス「貸出金の健全な信用リスク評価」を、期待損失アプローチと整合的なものとなるよう見直しを開始。

■ 現行バーゼルⅡの下での引当金の取扱いの見直しを検討

- 引当金の計上を促進する観点から、以下の見直しを提案。
 - 期待損失に対する引当不足額をTier1とTier2からそれぞれ50%ずつ控除するという取扱いを改め、全額普通株式等から控除。
 - 期待損失に対する引当超過額に設けられている、Tier2への算入上限を見直し。

7. 配当等の社外流出の抑制①

景気後退期に取崩しを可能とするよう、非ストレス時に、銀行の社外流出（配当支払、自社株買い、賞与の支払）を抑制し、資本バッファーの積立を促進。

■ 提案の概要

- 金融機関の実際の資本バッファーの、資本バッファーのターゲット対比の割合に応じて、利益に対する一定割合の社外流出を抑制。
⇒ ただし、当該社外流出の抑制が、新たな最低資本水準の設定とみなされるような厳格な制限とする意図がないことを、市中協議文書の中で明確化。
- 市中協議文書では、以下の表が一つのイメージとして示されている。

実際の資本バッファーのターゲット対比の割合	利益に対する社外流出の抑制割合
0～25%	100%
25～50%	80%
50%～75%	60%
75%～100%	40%
100%超	0%

※ 本表はあくまでイメージを示したものであり、具体的な提案を示すものではない。

- 例えば、Tier1を指標として用いる場合、現行の規制上の最低水準は4%。仮にバッファーのターゲットが4%のときに銀行のTier1比率が6.5%の場合、当行のバッファー水準(2.5%)は、バッファーのターゲット対比62.5%(=2.5/4)の水準にあることから、利益の60%までを内部に積み立てることが求められる。 8

7. 配当等の社外流出の抑制②

■ その他の主要な要素

- バッファー水準及び利益に対する社外流出の制限割合の設定
 - QISを通じて過去の社外流出額に関するデータを収集し、自己資本の枠組み全体の水準調整と併せて、2010年に具体的な水準を設定。
- バッファー積立対象の資本の種類
 - 繼続価値ベースでの損失吸収力を有する資本をバッファーとする観点から、自己資本(Tier1 + Tier2)ではなく、Tier1をバッファー積立対象とする。
- 社外流出の制限対象
 - 普通株配当、自社株買い、その他のTier1資本に係る裁量的な支払、裁量的な賞与の支払
- 利益の定義
 - 社外流出制限適用前の分配可能利益を採用。
- 単体ベースの適用か連結ベースの適用か
 - 連結ベースの適用とするが、各国裁量により単体ベースで制限を課すことも可能。
- 追加的な当局による裁量
 - 監督当局は、必要に応じて、銀行に対しバッファー積立に係る期間について制限を課す裁量を有するべき。

8. マクロ経済状況に応じた資本バッファー水準の調整

社外流出抑制に係る資本バッファー水準を、マクロ経済の状況に応じて変動させる仕組みを検討。ただし、市中協議文書では、検討の方向性のみを提示。

■ 検討の方向性

- マクロレベルにおける信用供与の状況を測る指標として、「総信用対GDP比率」の長期平均との乖離幅を一つの候補として検討。
- 当該指標が各国にて一定水準を超えた場合(過剰な信用供与が行われていると認められた際)、バッファー水準の引上げを各国当局が検討。
- 國際的に活動する銀行については、エクスポート・ジヤーの所在国ごとにバッファー水準を計算し、その加重平均を全体として必要なバッファー水準とする。
- 採用したマクロ指標が常に経済状況を正しく表すわけではないことから、当該枠組みは、厳格なルール・ベースの規制としては適用せず、必要に応じてバッファー水準を調整する裁量を各国当局に付与。
- 過剰な信用供与が認められない時期には、バッファー水準の追加的な引上げは行わない。

⇒ 今後2010年半ばまでに具体案を検討。